

西三河都市計画地区計画の変更（安城市決定）

衣浦東部都市計画桜井駅北地区計画を西三河都市計画桜井駅北地区計画に改める。

名 称		桜井駅北地区計画
位 置		安城市桜井町貝戸尻の一部
面 積		約 3. 8 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、街づくりが進む安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業区域の一角にあり、広域的な商業業務機能等を担う目的で形成する大規模街区である。本計画では街区の一体的利用を促進するとともに健全な土地利用の形成と活力ある街づくりを目指す。
	土地利用の方針	本地区は、大規模な商業施設等を誘導するとともに、周辺住宅地と調和した良好な商業街区の形成と駅前空間との一体的な景観形成を図る。
	建築物等の整備方針	健全で秩序ある商業業務施設の立地と周辺住宅地と調和した商業地の形成を図るため、建築物等の用途の制限を行う。 駅前空間との一体的な景観形成と災害時のブロック塀等の倒壊による被害を防ぐため、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行う。
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	周辺住宅地や駅前空間との調和に向けて、建築物及び建築物に附属する駐車場の敷地面積に対し、500平方メートル当たり1本以上の割合で高木（成木時に高さ5メートル以上になる樹木）を設置し、緑化の推進と保全に努める。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 自動車教習所 3 畜舎 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 倉庫業を営む倉庫 6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 7 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁及びこれに代わる柱、屋根の色彩は、原色を避け周辺の景観に調和したものとする。 ただし、企業等のイメージとして過去に相当数の実績があり、現に使用しているものは除く。 2 敷地内に設置する屋外広告物は、美観や安全に配慮したものとし、次の基準に適合しなければならない。 (1) 建物壁面より突出して設置する場合は、すべて敷地内に設置し出幅1メートル以下とすること。 (2) 独立して設置する場合は、道路境界線から1メートル以上後退すること。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する位置にコンクリート塀、ブロック塀その他これらに類するものを設置してはならない。 ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 擁壁及び塀の基礎となる部分等で、道路面から高さ50センチメートル以下のもの。 (2) 他の法令等で設置義務のあるもの。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。



桜井町

桜井駅北地区計画

桜井町

安城学園  
桜井児童センター

安城学園グラウンド

130